（農林水産省令で定める数量）

第十一条の二　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間百トンとする。

（農林水産省令で定める漁港施設）

第十一条の三　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　増殖及び養殖用施設

四　（略）

五　船舶保管施設

六　前各号に掲げる施設の機能を確保するための護岸

七　（略）

○農林水産省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一五、〇六一人	
林野庁	四、七五三人	
水産庁	九三三人	
合計	二〇、七四七人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一五、三七七人	
林野庁	四、七六八人	
水産庁	八九二人	
合計	二一、〇三七人	

農林水産大臣　吉川　貴盛

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

（農林水産省令で定める数量）

第十一条の二　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間千トンとする。

（農林水産省令で定める漁港施設）

第十一条の三　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　（新設）

四　前三号に掲げる施設の機能を確保するための護岸

五　（略）

（事業者の基準）

第十一条の五　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（事業者の基準）

第十一条の五　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。

ロ～ホ　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成